

令和 7 年

壱岐市議会定例会 1 月会議議案

(令和 7 年 1 月 2 0 日提出分)

令和 7 年 壱岐市議会定例会 1 月会議議案

- 報告第 1 号 令和 5 年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について
- 議案第 1 号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 令和 6 年度壱岐市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 5 号 令和 6 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 号 令和 6 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 号 令和 6 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 号 令和 6 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 令和 6 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

報告第1号

令和5年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の
報告について

令和5年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年1月20日提出

壱岐市長 篠原 一生

令和 5 年度経営状況報告

壱岐クリーンエネルギー株式会社

竜崎クリーンエネルギー(株) 事業経過報告書 (令和5年度/25期)

通常保守点検作業・並解列作業 : 故障・修理・その他

番号	年月日	内 容	場 所	特記
1	R05.10.01 ～ R05.10.31	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
2	R05.10.17	九州電力 機能試験 風力発電停止 9:00 ～ 17:00	1号機(HTW2.0)	
3	R05.10.20	九州電力 プラント配開装置試験 風力発電1500kw以下 7:00 ～ 19:00	1号機(HTW2.0)	
4	R5.10.23	九州電力 プラント配開装置試験 風力発電1500kw以下 6:00 ～ 20:30		
5	R05.11.01 ～ R05.11.30	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
6	R05.11.29	九州電力 3号機負荷遮断試験 風力発電停止 17:30 ～ 20:00	1号機(HTW2.0)	
7	R05.12.01 ～ R05.12.31	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
8	R05.12.16 ～ R06.1.17	ヨーモーター(左舷前部)破損	1号機(HTW2.0)	
9	R06.01.01 ～ R06.01.31	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
10	R06.1.22 ～ R06.1.23	九州電力 蓄電池容量試験 風力発電1500以下 9:00 ～ 17:00		
11	R06.02.01 ～ R06.02.28	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
12	R06.03.01 ～ R06.03.31	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
13	R06.03.01 ～ R05.03.06	九州電力 芦辺変電所 PCS不良 風力発電 1500kw以下発電 3月～4月は週2回ほどの頻度で出力制限指令		

竜崎クリーンエネルギー(株) 事業経過報告書(令和5年度/25期)

通常保守点検作業・並解列作業 : 故障・修理・その他

番号	年月日	内 容	場 所	特記
17	R06.06.01 ～ R06.06.30	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
18	R06.06.13	ドローンブレード外観点検	1号機(HTW2.0)	
19	R06.07.01 ～ R06.07.31	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
20	R06.08.01 ～ R06.08.31	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
21	R06.08.22	九州電力 PCS冷却ファン不具合修繕 風力発電停止 18:00 ～ 22:00	1号機(HTW2.0)	
22	R06.09.01 ～ R06.09.30	日時の検針量累積電力等計算・目視点検 月時点検	1号機(HTW2.0)	
23	R06.09.21	風力発電 落雷により被災		
	R06.09.22	落雷被害 外観確認		九電工 山内
		二次災害懸念のため VCB開放		九州電気保安協会 松本
	R06.09.23 ～ R06.09.24	部品取替		九電工 山内
	R06.09.25	受変電盤内の精密点検 試験 部品見積 発注 納期確認		九州電気保安協会 松本 九電工 山内

令和 5 年度（2 5 期） 風力発電事業実績表

年	月	区分	平均風速 (m/s)	最多風向	運転時間 (h/月)	電力抑制 時間 (h) 捨電量(kwh)	予想捨電 量 (円)	発電電力量 (kwh/月)/(kwh/日)	稼働率 (%)	設備利用率 (%)	売電金額 (円)	消費税 (円)	売上金額 (円)	受取保険金等 (円)	記 事
---	---	----	---------------	------	---------------	-------------------------	---------------	--------------------------	------------	--------------	-------------	------------	-------------	---------------	-----

令和 5 年度決算報告

壱岐クリーンエネルギー株式会社

令和5年度(第25期) 監査報告書

壱岐クリーンエネルギー株式会社の業務、会計及び財産の状況について監査したので、その結果を次のとおり報告します。

令和6年11月19日

壱岐クリーンエネルギー株式会社
代表取締役 中 原 達 夫 様

壱岐クリーンエネルギー株式会社

監査役

深見忠生

監査役

貸 借 対 照 表

令和 6 年 9 月 30 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 51,015,566】	【流 動 負 債】	【 4,486,535】
現 金 及 び 預 金	47,922,468	未 払 費 用	57,035
売 掛 金	3,093,098	法人税等充当金	738,700
【固 定 資 産】	【 393,777,616】	未 払 消 費 税	3,690,800
(有形固定資産)	(387,740,516)	【固 定 負 債】	【 430,720,000】
建 物	1,213,001	長 期 借 入 金	430,720,000
機 械 装 置	384,631,873		
土 地	49,958,642	負 債 の 部 合 計	435,206,535
固定資産圧縮額	△48,063,000	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(5,037,100)		
電 話 加 入 権	433,600	【株 主 資 本】	【 10,015,535】
ソ フ ト ウ ェ ア	4,603,500	(資 本 金)	(20,000,000)
(投資その他の資産)	(1,000,000)	資 本 金	20,000,000
保 証 金	1,000,000	(利 益 剰 余 金)	(△9,984,465)
【繰 延 資 産】	【 428,888】	繰 越 利 益 剰 余 金	△9,984,465
送 電 設 備 負 担 金	428,888		
		純 資 産 の 部 合 計	10,015,535
資 産 の 部 合 計	445,222,070	負債及び純資産の部合計	445,222,070

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 10 月 1 日
至 令和 6 年 9 月 30 日

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
売 上 高	98,537,071	98,537,071
【売 上 原 価】		
当期製品製造原価	74,451,662	
合 計	(74,451,662)	74,451,662
売 上 総 利 益		(24,085,409)
【販売費及び一般管理費】		
荷 造 運 賃	244,410	
役 員 報 酬	4,400,000	
水 道 光 熱 費	16,205	
旅 費 交 通 費	325,519	
手 数 料	22,965	
租 税 公 課	5,537,039	
交 際 接 待 費	162,133	
通 信 費	183,732	
諸 会 費	10,000	
寄 付 金	400,000	
会 議 費	29,683	
事 務 費	1,636,364	
雑 費	2,662,208	15,630,258
営 業 利 益		(8,455,151)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	4,177	
雑 収 入	205,130	209,307
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	5,474,424	5,474,424
経 常 利 益		(3,190,034)
【特 別 利 益】		
受 取 保 険 金	4,424,100	4,424,100
税引前当期純利益		(7,614,134)
法人税その他の税の額		1,217,300
当 期 純 利 益		(6,396,834)

製 造 原 価 報 告 書

自 令和 5 年 10 月 1 日
至 令和 6 年 9 月 30 日

科 目	金	額
【製 造 経 費】 水 道 光 熱 費 減 価 償 却 費 修 繕 費 損 害 保 険 料 委 託 料	662,219 50,911,851 7,107,303 8,888,470 6,881,819	円 74,451,662
総 製 造 費 用 当期製品製造原価		(74,451,662) (74,451,662)

株主資本等変動計算書

自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日 単位 円

個 別 注 記 表

自 令和 5 年 10 月 1 日

至 令和 6 年 9 月 30 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	法人税法の規定による定率法、ただしH10年4月1日以後取得の建物 については定額法
無形固定資産	法人税法の規定による定額法

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式による。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数	400株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数	0株
3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当	0円

III. その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額	382,138,191円
----------------	--------------

議案第 1 号

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和7年1月20日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

(提案理由)

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年壱岐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

議案第2号

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年1月20日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、
「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。</

議案第3号

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年1月20日提出

壱岐市長 篠原 一生

(提案理由)

人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例

(壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5

	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 70			

	109		303, 800	353, 200				
	110		304, 200	353, 600				
	111		304, 600	353, 900				
	112		304, 900	354, 200				
	113		305, 100	354, 700				
	114		305, 300					
	115							

	87		304, 000	334, 400	345, 200	361, 600	
	88		304, 200	334, 600	345, 400	361, 800	
	89		304, 400	334, 900	345, 600	362, 000	
	90		304, 600	335, 200	345, 900		
	91		304, 900	335, 400	346, 200		

78	293, 700	354, 100	405, 400	423, 400
79	294, 300	355, 600	406, 400	423, 800
80	294, 900	357, 100	407, 400	424, 200
81	295, 500	358, 500	408, 200	424, 500
82	296, 100	359, 800	409, 000	424, 900
83	296, 700	361, 100	409, 700	425, 200

	127	302, 300	333, 400				
	128	302, 700	333, 600				
	129	302, 900	333, 800				
	130	303, 200	334, 000				
	131	303, 600	334, 400				
	132	304, 000	334, 600				
	133</						

	63	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100		
	64	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400		
	65	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600		
	66	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200			
	67	286,						

第2条 壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

第11条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

78	293, 700	354, 100	414, 500	427, 400
79	294, 300	355, 600	415, 000	427, 700
80	294, 900	357, 100	415, 600	427, 900
81	295, 500	358, 500	416, 000	428, 100
82	296, 100	359, 800	416, 400	
83	296, 700	361, 100	416, 700	
84	297			

(壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年壱岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

別表中「380,000円」を「392,000円」に、「427,000円」を「440,000円」に、「477,000円」を「492,000円」に、「539,000円」を「555,000円」に改める。

項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係）と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13, 000円」とあるのは「11, 500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3, 000円とする」とする。

（委任）

7 附則第1項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第4項関係） 職員の号俸の切替表

1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	

54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58</				

111	107				
112	108				
113	109				

2 海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新 号 俸				
	1 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1		

60	48	56	56	56	52
61	49	57	57	57	53
62	50	58	58	58	54
63	51	59	59	59	55
64	52	60	60	60	56
65	53	61	61	61	57
66	54	62	62	62	58
67	55	63	63	63	59
68					

11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7

79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	

26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30</				

94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			

45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36

